

感染防止対策における対応ガイドライン

参考:厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>

会員本人、または同居されるご家族が体調不良の場合は大事を取ってお休みしましょう

「うつさない」「もらわない」

【1】本人(会員)が体調不良の場合

《37.5℃以上の発熱がある・新型コロナウイルス感染の疑いに当てはまる症状がある》

- * 医療機関を受診していない→10日以上参加自粛(※緩和基準あり)
- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断(※)→7日以上参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→医師の指示に準ずる
- * PCR検査を行ない陰性だった→7日以上参加自粛
- * PCR検査を行ない陽性だった→10日以上参加自粛

《体温37.5℃未満・新型コロナウイルス感染の疑いに当てはまる症状がある》

- * 比較的症状が軽く、4日以上継続していない(※)→3日以上参加自粛
- * 症状が4日以上継続したが医療機関を受診していない→7日以上参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断(※)→3日以上参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→医師の指示に準ずる
- * PCR検査を行ない陰性だった→7日以上参加自粛
- * PCR検査を行ない陽性だった→10日以上参加自粛

【2】同居するご家族が体調不良の場合

《37.5℃以上の発熱がある・新型コロナウイルス感染の疑いに当てはまる症状がある》

- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断(※)→3日以上参加自粛
- * 医療機関を受診していない→7日以上参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→医師の指示に準ずる
- * PCR検査を行ない陰性だった→7日以上参加自粛
- * PCR検査を行ない陽性だった→10日以上参加自粛

《体温37.5℃未満・新型コロナウイルス感染の疑いに当てはまる症状がある》

- * 比較的症状が軽く、4日以上継続していない(※)→3日以上参加自粛
- * 症状が4日以上継続したが医療機関を受診していない→7日以上参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断(※)→3日以上参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→医師の指示に準ずる
- * PCR検査を行ない陰性だった→7日以上参加自粛
- * PCR検査を行ない陽性だった→10日以上参加自粛

【補足説明】

「比較的症状が軽く、4日以上継続していない」

- * 微熱(～37.4℃程度)や比較的軽い風邪の症状が出たが、4日以上継続せずに回復した場合を指します。

「医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断」

- * 医師から(検査は行なっていないが、恐らく)コロナではないだろうという主旨の診断を受けた場合を指します(季節性の風邪等)。

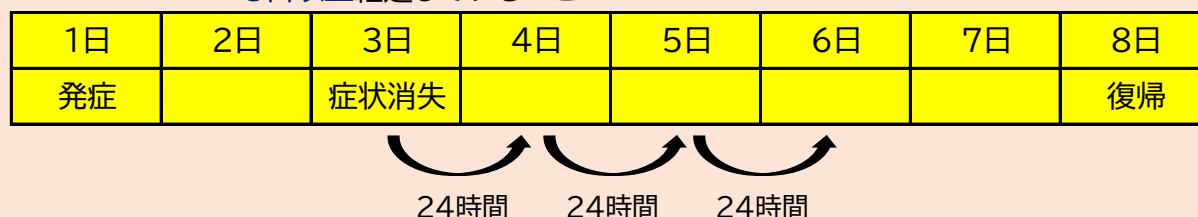
「3日以上」

- * 薬を服用していない状態で解熱及び症状消失した初日を1日目と数えて3日以上経過していること



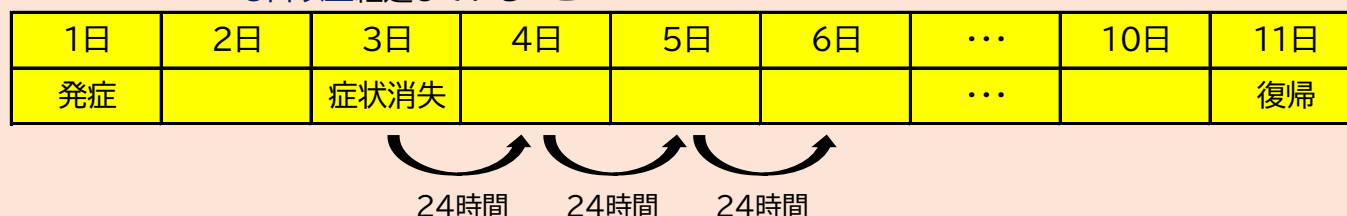
「7日以上」

- * 発症日を1日目と数えて7日目まで自粛、8日目以降復帰可能
- * 尚且つ、薬を服用していない状態で解熱及び症状消失した初日を1日目と数えて3日以上経過していること



「10日以上」

- * 発症日を1日目と数えて10日目まで自粛、11日目以降復帰可能
- * 尚且つ、薬を服用していない状態で解熱及び症状消失した初日を1日目と数えて3日以上経過していること



【緩和基準】

37.5℃以上の発熱があり医療機関を受診していない場合、当クラブガイドラインでは「10日以上参加自粛」の対応が原則です。但し、学校への登校状況を伺うと、基本的には熱が下がったら登校しているケースが多いようです。それと比較すると当クラブの基準はかなり高めに設定されていると言えます。医学的なことに関して我々は専門外ですので、すべて正しい見解や判断ができる訳ではありません。しかし、37.5℃以上の発熱があったとしても、以下に提示する要件に当てはまる場合には「10日以上参加自粛」ではなく「7日以上参加自粛」が妥当であろうという判断のもと緩和基準を設けました。以下、ご確認のほど宜しくお願い申し上げます。

会員本人【**37.5℃以上の発熱**】があり【**医療機関を受診していない**】場合

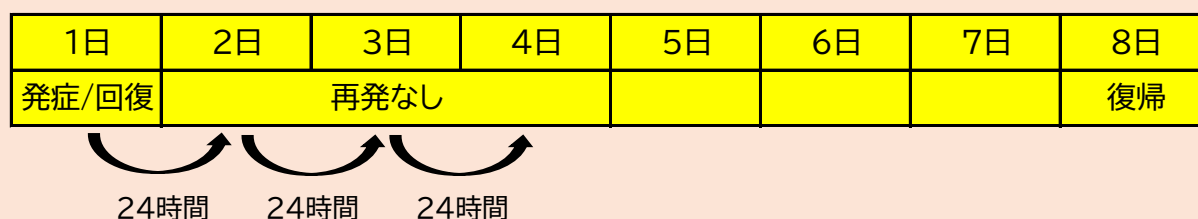
《原則的な基準》「10日以上参加自粛」

《緩和基準》以下の要件に当てはまる場合「7日以上参加自粛」に緩和

* 緩和要件

- 1 発熱した当日中に平熱に戻った
- 2 発熱した当日中に平熱に戻った上で、以降3日以上再発していない
- 3 発熱以外の風邪の症状等は発症していない
- 4 同居家族に体調不良者がいない(または体調不良だった場合でもすでに復帰基準を満たしている)
- 5 同居家族に、陽性者との濃厚接触者にあたる方がいない

※ 当然ながら、復帰する時点で発熱や体調不良がないこと



上記要件に当てはまる場合、

「7日以上参加自粛」で復帰可能